

「seap for Windows powered by Any3」利用規約

1.【目的】

本規約は、提供者が共同で本サービスを顧客に提供するにあたり、提供者と顧客およびユーザーとの関係を明らかにし、あわせて、本サービスの無償試用における提供者とサービス利用者との関係を明らかにすることを目的とします。

2.【定義】

この規約において以下の文言の定義は、以下のとおりとします。

①「提供者」とは、株式会社ジェーエムエーシステムズおよび株式会社ジェナをいいます。

②「顧客」とは、提供者が直接または販売店を通じて提供者と利用契約を締結し、契約期間中の本サービスの利用を許諾された当事者をいいます。

③「ユーザー」とは、顧客の役員、従業員、顧客の契約先等であり、顧客が、提供者から許諾された権原にもとづき、本利用契約に従って本サービスを利用させる者をいいます。

④「本サービス」とは、提供者が顧客およびユーザーに提供する「seap for Windows powered by Any3」のサービスをいいます。

⑤「本規約」とは、この利用規約をいいます。

⑥「本規約等」とは、本規約のほか、これに付随・関連する一切の規約、サポートサービス表、価格表、マニュアル等の一切の記載および定めをいいます。

⑦「本利用契約」とは、提供者と顧客との間の本サービスの有償提供契約及びこれに付随・関連する一切の契約をいい、本規約等もその一体をなすものとします。

3.【無償利用】

3.1(申込方法)

顧客になろうとする者は、本利用契約締結に先立ち提供者所定の方法により、本規約等を承諾した上で、提供者に対し、無償で本サービスを利用することを申し込むことができます。

3.2(利用方法)

提供者は顧客になろうとする者から本サービスの申込を受けた場合には、審査の上、利用申込単位にサブスクリプション ID ならびに提供者が定める利用者数および容量等の利用が可能になる会社 ID、ユーザーID およびパスワードを申込者に発行します。

3.3(期間)

無償試用期間は、提供者が定める期間とし、期間満了までに本利用契約が成立しない限り、期間満了をもって本サービスの利用は終了します。

3.4(免責)

1.無償試用について、本規約 13(瑕疵担保責任)および 14(損害賠償)に定める提供者の責任はすべて免除されるものとします。

2.無償試用について、提供者は無償による本サービス利用者のデータを保護する義務を負わず、データに関して一切の責任を負わないものとします。

3.無償試用について、本規約 9(サポートサービス)の義務は免除されるものとします。

4.提供者は、いつでも任意に無償試用期間における本サービスの提供を中止または廃止できるものとし、それによる無償による本サービス利用者の損害・損失等について一切の責任を負わないものとします。

3.5(準用)

1.無償試用を許諾された者には、本規約等と矛盾・抵触しない限り、本規約等の「顧客」に関する定めを準用します。

2.無償試用を許諾された者がその権原に基づき本サービスを利用させる者については、本規約等と矛盾・抵触しない限り、本規約等の「ユーザー」に関する定めを準用します。

4.【有償利用】

4.1(内容)

1.提供者は、顧客に対し、契約期間中、有償により契約した利用者数および容量において本サービスを利用する非独占的権利を許諾します。

2.提供者は、契約期間中、提供者の裁量により、随時、本サービスのアップグレードを行います。

3.提供者は、契約期間中、本サービスに関して、本規約 9(サポートサービス)に定めるサポートサービスを提供します。

4.2(申込方法)

サービスの有償利用申込は、顧客になろうとする者から所定の注文書にサブスクリプション ID を明記して直接または間接に提供者に提出して行うものとします。提供者は、審査の上、申込を承諾する場合には、原則として提供者が注文書を受領してから 5 営業日以内にその旨を申込者に通知し、本サービスの利用を許諾します。

4.3(利用方法)

1.提供者は注文書に記載されたサブスクリプション ID に対して、契約したユーザー数分のユーザーアカウントの使用を許諾します。

2.ユーザーは、提供者が定める個数のデバイスでユーザーアカウントを使用して本サービスを利用することができます。

5.【利用条件等】

5.1(承諾事項)

顧客およびユーザーは以下の各号を予め承諾の上、本サービスを利用するものとします。

①提供者による顧客およびユーザーに関する情報の保管、利用および提供者の関連会社・委託先への提供

②提供者による本サービスの修正、変更、アップグレード、または旧バージョンの利用停止

③提供者が本サービスを提供するために必要なサイトへの接続および通信

④提供者によるユーザー数その他利用状況の監視

⑤メンテナンス等による計画的停止または不可抗力による稼働停止にもとづく、本サービスの提供停止および停止期間中の料金の不返還

⑥顧客およびユーザーによる、本規約 5(利用条件等)に対する違反認識時の提供者に対する速やかな通知

5.2(利用条件)

顧客およびユーザーは、以下の各号の利用条件を遵守して、本サービスを利用するものとします。

①本サービスを稼働するコンピュータ・デバイスは、メーカー指定または推奨の条件・状況で利用すること

②提供者が指定または推奨する OS その他の仕様・条件で利用すること

③提供者以外の者が本サービスの変更・保守をしないこと

④提供者が提供するアップグレード版を可能な限り利用し最新の状態を保つこと

⑤顧客は、日本国内に事業所がある企業であること。

⑥顧客およびユーザーからの問合せは日本国内の事業所から日本語で行うこと

5.3(遵守事項)

顧客およびユーザーは、前項の利用条件のほか、以下の各号の事項を遵

守して、本サービスを利用するものとします。

- ①関連法令を遵守すること(データの取得方法・内容の適法性を含む)
- ②本規約等の一切の定めを遵守すること
- ③本サービスに含まれ／または連携する第三者ソフトのライセンス条項、利用条件、禁止事項等を遵守すること
- ④データを自らの責任で管理すること

5.4(禁止事項)

顧客およびユーザーは、以下の各号の事項を行ってはならないものとします。

- ①複数ユーザーによるユーザーアカウント共有
- ②違法目的利用、違法データの保存・送受信
- ③迷惑行為および違法行為
- ④悪質なコードの保存・送信
- ⑤不正アクセス・不正利用
- ⑥第三者データの盗用・変更
- ⑦本サービス(旧バージョンを含む)の複製、改変、翻訳、派生物生成
- ⑧監視ソフトウェアのコード等の改変
- ⑨著作権・商標・ロゴ等の表示の削除・変更
- ⑩本サービス(旧バージョンを含む)またはその複製版・改変版・派生版等の譲渡・利用許諾・貸与・ホスティング等
- ⑪類似・競合サービスの開発または提供のための本サービスの利用
- ⑫暗号化解鎖、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、ソースコード引出し等
- ⑬その他前各号に相当する不正行為

6.【顧客の責任】

- 1.顧客およびユーザーは、サブスクリプション ID ならびに会社 ID、ユーザー ID およびパスワードを秘密情報として厳格に保持するものとします。
- 2.顧客はサブスクリプションに関わる顧客情報が変更になった場合には、提供者に通知し常に最新の情報に保つこととします。

7.【料金と支払】

7.1(料金)

- 1.本サービスの料金は提供者が定める価格表に従うものとします。ただし、顧客と販売店の間で書面にて別段の合意をした場合は、その内容が優先されるものとします。
- 2.価格表記載の料金には、消費税率変更が自動的に適用されるものとします。
- 3.料金は、本サービスを実際に使用したか否かにかかわらず課金されるものとし、キャンセル、中途解約またはユーザー数減少の場合でも、一切の減額および払戻は致しません。
- 4.顧客が、ユーザー数を契約期間中に追加する場合には、契約期間の残存期間に対して追加月の翌月から月単位で課金されます。
- 5.課金は契約月の翌月から発生するものとします。

7.2(支払方法)

- 1.顧客は、契約期間の料金を一括払いするものとし、契約月の翌月末までに支払うものとします。ただし、顧客と販売店の間で支払時期について書面にて別段の合意をした場合は、その内容が優先されるものとします。
- 2.料金は、提供先または販売店が指定する銀行口座へ送金する方法により支払うものとします。送金手数料は顧客の負担とします。

7.3(支払遅延の効果)

顧客が前項の料金の支払いを怠る場合には、顧客およびユーザーに何らの催告・通知をすることなく、直ちに以下の各号の効果が発生するものとします。

- ①提供者がサブスクリプション ID ならびに会社 ID およびユーザーアカウントの使用を直ちに停止できること
- ②顧客が提供者に対して有する一切の未払金について当然に期限の利益を喪失すること
- ③年 14. 6%の遅延損害金が発生すること

8.【アップグレード】

- 1.顧客およびユーザーは、契約期間中、本サービスに関して、提供者がその裁量によりリリースするアップグレード版を利用することができます。
- 2.提供者は本サービスの対象となるコンピュータ・デバイスがオペレーティングシステムのバージョンアップ又は仕様変更等した場合、本サービスがこれに適合するよう遅滞なく対応するよう努めるものとします。但し、提供者は、これに適合させる責任を負うものではないものとします。

9.【サポートサービス】

- 1.顧客およびユーザーは、契約期間中、本サービスに関して、本規約および提供者が随時変更する「サポートサービス表」に従ったサポートサービスを受けることができます。
- 2.サポートサービスに瑕疵がある場合、提供者の責任は合理的範囲のサポートを再度実施することに限られ、損害賠償その他の責任を負わないものとします。

10.【知的財産権】

- 1.本サービス(本サービスに含まれるソフトウェア、マニュアル、ロゴ等の一切を含む)に関連する一切の著作権、特許権、商標権その他の知的所有権および営業秘密はすべて提供者に帰属し、顧客およびユーザーには帰属しません。
- 2.本サービスに関する商標・ロゴについては、顧客およびユーザーは使用する権利の許諾はされておりません。

11.【第三者の権利】

11.1(第三者の権利の侵害)

- 1.顧客およびユーザーは、本サービスが第三者の権利を侵害したまたはそのおそれがあることを認識した場合には、直ちに提供者にその旨を通知するものとします。
- 2.本サービスが第三者の権利を侵害すると提供者が認めた場合には、提供者はその裁量により、本サービスの修正、第三者の権利のライセンス取得または顧客との契約解除のいずれかをとることができるものとします。

11.2(第三者による侵害)

顧客またはユーザーは、本サービスに対する第三者からの侵害または侵害のおそれがあることを認識した場合には、直ちに提供者にその旨を通知するものとします。

12.【秘密保持】

12.1(秘密情報の定義)

- 1.本規約において「秘密情報」とは、次の各号に定める情報(複写、複製したものを含む。)をいいます。
 - ①提供者と顧客との取引の内容・条件およびこれに付随または関連する情報
 - ②提供者、顧客またはユーザーが相手方に開示する個人情報(個人情報保護法が規定する個人情報をいう。)
 - ③提供者および顧客の営業秘密(不正競争防止法の規定する営業秘密をいう。)
 - ④前各号の外、提供者または顧客が相手方に対して秘密である旨を表示または告知して開示した情報
- 2.次の各号のいずれかに該当することを被開示者が立証した情報は秘密情報に含まれないものとする。

- ①開示者から開示を受ける前に、保有していた情報
- ②開示者から開示を受ける前に、公知となっていた情報
- ③開示者から開示を受けた後に、被開示者の責に帰すことができない事由により公知となった情報
- ④被開示者が第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- ⑤被開示者が開示された情報によらずして独自に開発した情報

12.2(秘密保持義務)

1.被開示者は、開示者から開示された秘密情報を、秘密保持上の事故(漏洩、盗用、破損、改竄、不正使用、不正開示等およびこれらの未遂)が生じないよう、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管し管理し、秘密情報を知る必要のある者のみに開示するものとします。被開示者は、利用契約の履行の目的以外に秘密情報を利用し、開示者から事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとします。

2.法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指示等により秘密情報の開示を要求された場合には、被開示者は、開示者に対しその旨を直ちに通知するものとします。この場合、開示者は、秘密情報の機密性を確保するためにとりうる一切の措置を適切かつ迅速に行うことができるものとします。また、被開示者が開示を行う場合においても、法律上要求される必要最小限度の内容・範囲と認められる部分についてのみ開示を行わなければならないものとします。

13.【瑕疵担保責任】

提供者は、瑕疵担保責任を負わないものとし、これに代えて、契約期間中において、以下の各号の責任を負うものとします。

- ①本サービスの瑕疵または不具合その他の障害につき、原因解明のため通常の合理的努力をすること。
- ②提供者の責に帰すべき事由による本サービスの瑕疵または・不具合その他の障害に対し、修補のため通常の合理的努力をすること。

14.【損害賠償】

提供者または顧客は、本利用契約上の債務の履行を怠り(顧客についてはユーザーが怠った場合も含まれます)、これにより相手方当事者に損害を与えた場合には、損害賠償の責を負うものとします。但し、提供者が負う損害賠償の上限額は本利用契約上の料金を超えないものとします。

15.【免責】

1.提供者は、本サービスの以下の各号の瑕疵・不具合その他の障害については、一切の義務または責任を負いません。

- ①顧客およびユーザーがマニュアル等に定める仕様以外の利用をした場合に生じた障害
- ②旧バージョン利用による障害
- ③本サービスに含まれる／または連携する第三者ソフトの障害
- ④本サービスに含まれる／または連携する第三者ソフトのアップグレード・修正・変更等による障害
- ⑤本規約5(利用条件等)違反がある場合に生じた障害
- ⑥顧客およびユーザーの動作環境、その他提供者の責によらない一切の障害
- 2.提供者は、顧客またはユーザーのコンピュータ・デバイス等または第三者のサーバー、ソフトウェア等のセキュリティによる情報漏洩について一切責任を負うものではありません。また、提供者は、メンテナンス等による計画的停止または不可抗力による稼働停止について一切責任を負いません。
- 3.提供者は、以下の各号の損害・損失・費用について、一切の義務または責任を負いません。
 - ①積極損害、直接損害以外の損害(逸失利益、特別損害、間接損害、懲罰

的損害、派生的損害等)

- ②データ喪失・変更による損害・損失・費用

16.【契約期間と更新】

16.1(契約期間)

契約期間は、月単位とし、最低1ヶ月以上とします。

16.2(更新)

契約期間満了月の前月20日までに、提供者所定の解約通知書が提供者に到達しない場合には、契約期間は同一期間、同一条件にて自動更新されるものとし、以後も同様とします。

17.【解除および解約】

17.1(顧客の解約)

1.顧客は、契約期間中といえども、本利用契約を中途解約することができます。この場合、当月20日までに所定の解約通知書が提供者に到達した場合には、当月最終営業日をもって解約の効力が発生するものとします。

2.前項の解約については、いかなる理由があっても、顧客は残存期間の料金支払義務を免れず、提供者は残存期間の料金を返還しません。

17.2(提供者の解約)

1.提供者は、契約期間中といえども、顧客に対し6ヶ月前に書面により通知することにより、本利用契約を解約することができます。

2.前項の場合、提供者は顧客に対し、残存期間の料金の返還以外に、一切の損害・損失・費用等を負担する義務を負わないものとします。

17.3(解除および期限の利益の喪失)

顧客に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、顧客は提供者に対する全ての債務について、提供者の通知・催告なくして直ちに期限の利益を喪失し、残債務全てを一括して相手方に履行するものとします。また、提供者は、顧客に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なくして、直ちに本利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、提供者の顧客に対する損害賠償の請求を妨げられないものとします。

- ①本利用契約に違反したとき

- ②解散、合併、事業譲渡・譲受け・廃止または組織変更があったとき

- ③不渡処分、公租公課の滞納処分を受けたとき

- ④強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立を受け、または民事再生、破産、会社更生、特別清算、特定調停の申立があったとき

- ⑤財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

- ⑥顧客またはユーザーに法令違反があったとき

- ⑦顧客が営業を停止・廃止したときまたは監督官庁から営業停止等の処分があったとき

- ⑧本規約19.3(反社会的勢力排除)に違反したとき

- ⑨重大な信頼関係毀損行為を行ったとき

18.【終了後の措置】

提供者と顧客との間の本利用契約が終了した場合は、以下のとおりとします。

- ①提供者は、サブスクリプションIDならびに会社IDおよびユーザーアカウントを廃止します。顧客およびユーザーはこれに対して何らの異議を述べることができないものとします。

- ②提供者は顧客およびユーザーのデータを消去します。

19.【一般条項】

19.1(不可抗力)

提供者は、天災地変、火災、労働争議、ストライキ、ロックアウト、戦争、戦闘、市民騒擾、テロ、伝染病、政府の規制・命令、電力・通信システムの障

害、ハードウェアまたはソフトウェアの故障・障害、サービスへの攻撃、その他不可抗力によって顧客およびユーザーに本サービスを提供できない場合には、その責任を負わないものとします。

19.2(輸出法令等の遵守)

顧客およびユーザーは、本サービスを利用するにあたり、日本国そのほか諸外国の輸出入に関する法令および規制の適用がある場合には、これを遵守するとします。

19.3(反社会的勢力排除)

顧客およびユーザーは、次の各号の事項を表明し、保証します。

①自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、「反社会的勢力」といいます)ではないこと。

②自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます)が反社会的勢力ではないこと。

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本サービスを利用させるものではないこと。

④本サービスの利用期間中および料金全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 提供者に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ 偽計または威力を用いて提供者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

19.4(権利の譲渡等)

1 顧客は、提供者の事前の文書による承諾なくして、本利用契約上の権利義務を第三者に譲渡、担保提供、貸与その他処分し、または引き受けさせてはならないものとします。

2 提供者は、本サービスの一部を第三者に再委託できるものとします。

19.5(完全合意)

本規約は、当事者間のあらゆる合意に優先して適用されるものとします。

19.6(改訂)

提供者は、本規約等の内容をいつでも改訂できるものとし、提供者が本サービスのウェブサイトにおいて顧客およびユーザーに通知した時点で顧客およびユーザーに対して効力を生ずるものとします。

19.7(可分性)

本利用契約の条項のいずれかが違法または無効となる場合においても、その他の条項は効力を存続するものとします。

19.8(通知)

顧客およびユーザーから提供者への通知は、電子メール、ウェブフォームからの投稿または提供者の本店住所への書留郵便をもって行います。提供者から顧客およびユーザーへの通知は、電子メールまたは登録住所への書留郵便をもって行います。ただし、多数の顧客およびユーザーへの通知は、提供者のウェブサイトへの掲示をもって代替することができます。

19.9(存続条項)

本規約等が解除・利用期間終了その他の理由の如何を問わず終了した後といえども、本規約 5(利用条件等)、6(顧客の責任)、7(料金と支払)、8(アップグレード)、9(サポートサービス)、10(知的財産権)、11(第三者の権利)、12(秘密保持)、13(瑕疵担保責任)、14(損害賠償)、15(免責)、18(終了後の措置)、19(一般条項)は有効に存続します。

19.10(裁判管轄)

提供者と顧客およびユーザーとの間の紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。

19.11(準拠法)

本規約は日本法に準拠するものとします。

株式会社ジェーエムエーシステムズ

東京都港区海岸1丁目16番1号

ニューピア竹芝サウスタワー18階

株式会社ジェナ

東京都中央区京橋2丁目5番18号

京橋創生館11階